

第 1 章 生きがいづくり・健康づくりと介護予防の推進

第 3 節 介護予防の充実

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の介護予防の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や介護予防の場が増えていくような地域づくりを推進するとともに、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように実施していきます。

1-3-1 介護予防の充実と自主的な介護予防

高齢者の介護予防を目的として、住民主体の通いの場を充実させるとともに、リハビリテーション専門職による自立支援を推進し、生きがい・役割をもって生活できる地域づくりを図っていきます。

131-1 介護予防講演会【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護予防の基本的な知識の普及・啓発や高齢者の地域での活動や社会参加を推進するため、講師による講演と地域での活動例の発表を行う介護予防講演会を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 28年度	平成 29年度
開催数	回	1	1
参加者数	人	260	205

■現状と課題

- 住民自治協議会や介護予防クラブ等に周知を行い開催しています。

■今後の方針・目標

- 広報ながの等で広く周知し、多くの市民が参加し地域での活動につながるための工夫が必要です。

131-2 お達者なまちづくり支援事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

住民自治協議会・区等の住民自治組織や地域の活動団体などとの協働により、地域に介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）や生きいき通いの場ができ、身近な高齢者同士が楽しみながら、自主的に介護予防活動の継続や社会参加による介護予防が図れるよう推進していきます。

また、活動を行う際に必要な経費については、要綱に基づき補助金の交付を行います。

ア はつらつ倶楽部体験講座

身近な公民館などで体操やレクリエーションなどを継続する介護予防クラブの立上げを専門職が出向き支援します。

イ はつらつ応援隊養成講座

専門職が地域での介護予防の推進役を養成します。

ウ はつらつ倶楽部活動支援

介護予防クラブへの情報提供や専門職がアドバイス等を行います。

エ 生きいき通いの場事業

初めての人も虚弱な人も生きいきと通える、社会参加による介護予防の「生きいき通いの場」が地域にできるよう、「検討会（P35参照）」で協議しながら取組めます。

■これまでの実施状況

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ア はつらつ倶楽部体験講座 実施会場数 [介護予防クラブ立上げ支援]	6	5	7	9	58	
イ はつらつ応援隊養成講座 実施回数 [介護予防推進役の養成]	2	5	5	7	7	
ウ はつらつ倶楽部活動支援 実施回数 [介護予防クラブ活動の支援]	12	19	17	36	70	
介護予防クラブ育成数	4	2	8	8	53	
介護予防クラブ数（累計）※	9	11	19	27	79	

※H23年度以降も含む、28年度1グループ活動終了

■現状と課題

ア はつらつ倶楽部体験講座

○高齢者が身近な場所で交流したり、健康づくりに取組めるよう、地域包括支援センターや住民自治協議会、地域福祉ワーカーと連携し、「はつらつ倶楽部体験講座」の実施が定着してきています。

イ はつらつ応援隊養成講座

○「はつらつ応援隊養成講座」は、実施が少ない状況です。住民誰もが介護予防クラブに気軽に参加できるよう、地域での介護予防の推進役が必要です。

ウ はつらつ倶楽部活動支援

○「はつらつ倶楽部活動支援」は、実施が増えてきていますが、介護予防クラブが効果的に介護予防活動を継続できるための支援方法に見直しが必要です。

エ 生きいき通いの場事業

○手すりの設置等の環境や適切にサポートするボランティア等、初めての人や虚弱な人が参加しやすくなるための配慮について、地域包括支援センター等からの情報を参考にする必要があります。

■今後の方針・目標

ア はつらつ倶楽部体験講座

○市内全域にグループ活動が広がるよう、引き続き、地域福祉ワーカー、地域包括支援センターとの連携を強化します。

イ はつらつ応援隊養成講座

○介護予防の推進役の活動が地域で活発に行われるよう、育成や支援方法を検討していきます。

ウ はつらつ倶楽部活動支援

○介護保険サービスを卒業した人など、虚弱な状態であっても介護予防クラブに参加できるよう、また、効果的に介護予防活動を続けられるよう、情報交換会や研

修会を開催したり、「はつらつ倶楽部活動支援」を活用していない介護予防クラブへ訪問したりなど、活動の支援方法を工夫していきます。

○市の専門職以外の人材活用を図りながら介護予防の活動支援を行います。

エ 生きいき通いの場事業

○地域包括支援センターから収集した情報や好事例を各地区の検討会で共有しながら進めて、費用や専門職の派遣など必要な支援を行っていきます。

131-3 介護予防あれこれ講座【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護予防の基本的な知識の普及・啓発のため、お茶のみサロン、老人クラブ等の高齢者の集いやグループからの依頼により、管理栄養士や歯科衛生士などの専門職が出向き、講話や実技体験の講座を実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
回数	回	270	291	278	157	175	
延べ人員	人	6,674	7,079	6,311	3,574	3,797	

■現状と課題

○講座を通して、高齢者自身の気づきにつながり、個々の介護予防の取組みの参考になっていますが、継続は難しいようです。

■今後の方針・目標

○定期的な地域の高齢者の集いで、介護予防の取組みが短時間でも継続できるように、参加者が活用しやすい資料等の提供も検討します。

131-4 介護予防教室【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護予防の基本的な知識の普及・啓発のため、転倒予防や認知症予防・健康づくりのための介護予防教室を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
開催総数	回	223	201	227	220	222	
参加者数	人	4,759	4,779	5,532	5,473	5,018	

■現状と課題

○地域包括支援センターや在宅介護支援センターで実施していますが、センターの業務量全体を踏まえて見直しが必要となっています。

■今後の方針・目標

○各地域の実情を踏まえ、開催方法の見直しを行っていきます。

131-5 フレイル予防のための栄養・歯科相談会【介護保険課】

■施策の目的・内容

要介護状態に至る可能性が非常に高いフレイル（要介護状態の予備群）に、高齢者自身が早めに気づき、適切な対処ができるよう、管理栄養士や歯科衛生士による個別の相談会を開催します。一人ひとりの状況に応じてアドバイスをを行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 29年度*
栄養相談	回	
	人	
歯科相談	回	
	人	

■現状と課題

○広報ながのへの掲載や、支所・かがやきひろばなどでの案内チラシの配布、後期高齢者健診結果送付時の啓発チラシの同封、介護保険事業所への情報提供などを行っていますが、相談者数は少ない状況です。

■今後の方針・目標

- 平成 29 年度は、市役所本庁と篠ノ井公民館のみで開催のため、高齢者の利便性を考え、他の会場での開催も検討します。
- 早めにフレイルに気づいて対処できるよう、周知の方法についてさらに工夫をしていきます。

1-3-2 総合事業による介護予防サービスの推進

要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援するサービスです。

対象者は、要支援 1・2 の認定を受けた方若しくは 65 歳以上で基本チェックリストにより事業対象者と判定された方です。

132-1 介護予防把握事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を早期に把握し、住民主体の介護予防活動などへつなげます。

■現状と課題

現在の把握方法は、「民生児童委員等地域住民からの情報提供」、「地域包括支援センターの総合相談支援業務（高齢者実態把握）との連携」となっています。効果的かつ効率的な情報収集の方法の検討が必要です。

■今後の方針・目標

- 早期の把握にはこれまでの方法に加え、「広報ながの」で啓発を行うことにより、住民同士による気づきや本人への声かけから、地域包括支援センター等の高齢者実態把握につながるようにしていきます。

- 市社会福祉協議会等との連携も図り、サロン事業等への参加が中断した際に早めに把握できるよう図っていきます。

132-2 第1号介護予防支援事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援1・2の認定を受けた人若しくは65歳以上で基本チェックリストにより事業対象者と判定された人から依頼を受け、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、公的なサービスに限らず地域の支え合い活動等のインフォーマルサービスも含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるための、介護予防ケアマネジメントを実施します。

■現状と課題

- 地域包括支援センターが実施しています（一部居宅支援介護事業所に委託）。
- 利用者の目標達成に向けた適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員の資質向上を図る必要があります。
- 総合事業の仕組について、利用者、市民の理解が進んでいない状況です。

■今後の方針・目標

- 適切なケアマネジメントの実施のため、地域包括支援センター職員に対し、研修を行っていきます。
- 地域ごとのインフォーマルサービス状況及び人材等の資源の把握を行い、適切な介護予防ケアマネジメントが実施できるよう図っていきます。
- 介護予防ケアマネジメントは自立支援に向けた支援であることを利用者に周知を図り、理解を求めています。

132-3 介護予防訪問介護相当サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、訪問介護員が利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランに基づき、入浴、食事などの生活動作の介助（身体介護）や、掃除、洗濯、食事の準備・後片付けや生活必需品の買い物などの支援（生活援助）を行う、自立支援のためのサービスを指定事業所により実施します。

■現状と課題

- サービス提供地域について、地域的な均衡に配慮する必要があります。
- 利用者の能力に応じて一緒に掃除や洗濯などを行うなど、自立支援につながる専門的なサービスを提供するためには、従業者の資質向上及び人材確保に配慮する必要があります。

■今後の方針・目標

- 均衡を保ったサービス提供について、検討していきます。

132-4 訪問型基準緩和サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、訪問介護員又は市長が指定する研修の修了者が利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランに基づき、掃除、洗濯、食

事の準備・後片付けや生活必需品の買い物などのうち、利用者が自分で行うことが難しい生活上の支援（生活援助）を行う自立支援のためのサービスを指定事業所により実施します。

■現状と課題

- 身体介護を行わないことから訪問介護従事者の人員配置基準を緩和し、従事者は、訪問介護員又は市長が指定する研修の修了者と定めています。
しかし、実際には市長が指定する研修の修了者が少なく、事業所では訪問介護員など専門職が配置されています。

■今後の方針・目標

- 介護専門職以外の従事者の確保への支援として、研修の機会が増えるよう対策を図っていきます。

132-5 訪問型短期集中予防サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、退院後等も早めに集中して介護予防に取り組めるよう市の専門職（作業療法士・理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士・保健師など）が、利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランに基づき、体力や生活機能改善のためのアドバイスを行う自立支援のためのサービスを実施します。（期間は3～6か月、必要な頻度で訪問）

■現状と課題

- 介護予防給付の訪問看護や訪問リハビリテーションとの役割の違いを踏まえ、実施方法、周知の工夫など、見直しが必要です。

■今後の方針・目標

- 新たな実施方法により、介護予防訪問介護相当サービスや介護予防通所介護相当サービスとの併用等による自立支援を図っていきます。

132-6 介護予防通所介護相当サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、デイサービスセンターで、介護予防ケアプランに基づき、入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを行う自立支援のためのサービスを指定事業所により実施します。

■現状と課題

- サービス提供事業所について、地域的な均衡に配慮する必要があります。
- 介護サービスと一体的に実施している事業所にあっては、より自立支援に資する個別サービス計画の充実を図るため、職員の資質向上及び人材の確保が必要です。

■今後の方針・目標

- 均衡を保ったサービス提供について、検討していきます。

132-7 通所型基準緩和サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、デイサービスセンターなどで、体操やレクリエーション、交流などの機会を提供し、介護予防プランに基づき、自宅での活動や地域での社会参加につながる自立支援のためのサービスを指定事業所により実施します。

■現状と課題

- 自宅等において自立した生活が送れるよう、サービス提供がなされる必要があります。

■今後の方針・目標

- 研修会の開催によるサービスの質の向上を図っていきます。
- サービス提供の結果、自宅での活動や地域での社会参加などの成果が見られる事業所の表彰などの仕組みを検討していきます。

132-8 通所型短期集中予防サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

- 要支援者等が要介護状態になることを予防するため、保健・医療の専門職により3～6か月の短期間、提供される通所型のサービスです。

■現状と課題

- 介護予防給付の通所リハビリテーション（デイケア）との役割の違いや、サービスの必要量について研究が必要です。

■今後の方針・目標

- 他市のニーズ量の把握方法や実施状況、効果の確認及び通所リハビリテーションとの比較などを行い、実施の必要性を検討します。

132-9 住民主体介護予防生活援助サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

住民ボランティア団体やNPO法人などが、要支援者等の利用者宅で掃除や洗濯、ごみ出しなどの日常生活支援を行います。活動や社会参加による介護予防と地域での支え合い活動を推進するため活動を行う団体に必要な経費について、補助金を交付します。

■現状と課題

- 公的なサービスにはない、雪かきやゴミだし、買い物支援へのニーズが高いことから、住民の主体的な支え合い活動が必要となっています。

■今後の方針・目標

- 市社会福祉協議会の「地域たすけあい事業」と連携しながら、自発的な支え合い活動が創出されるよう進めていきます。

132-10 通所型住民主体サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

住民ボランティア団体やNPO法人などが、要支援者等を中心に地区の身近な場所で介護予防のための体操やレクリエーション、参加者同士の交流などの通いの場を開催します。活動や社会参加による介護予防と地域での支え合い活動を推進するため活動を行う団体に必要な経費について、補助金の交付を行います。

■現状と課題

- 虚弱になっても安心して定期的に参加できる場が少ない状況です。
- 移動手段の確保が困難な場合の対策が必要です。

■今後の方針・目標

- 市社会福祉協議会の「サロン事業」と連携し、自発的な支え合い活動の啓発を行いながら、各地区の「検討会」を通して創出される活動等を支援し進めていきます。
- 移動支援サービスの在り方と併せて検討していきます。

132-11 移動支援サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

- 住民ボランティア団体やNPO法人などが、要支援者等を対象に通所型住民主体サービス及び一般介護予防事業への移動支援サービスを行うものです。活動や社会参加による介護予防と地域での支え合い活動を推進するため活動を行う団体に必要な経費について、補助金の交付を行います。

■現状と課題

- 通所型住民主体サービス等への移動について支援を希望する人が比較的多いことがわかっています。
- 利用者の運送については、道路交通法関係法令を遵守して行われる必要があります。

■今後の方針・目標

- 通所型住民主体サービス及び一般介護予防事業への移動支援サービスが実施できるよう、関係機関や関係部局と連携し進めていきます。

132-12 専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業）

【介護保険課】

■施策の目的・内容

地域包括支援センターと連携しながら、リハビリテーション専門職などが通所、訪問、地域ケア会議などに出向き、要介護状態等となることの予防・改善を図るために必要な技術的な助言を行います。

「心身機能」のみでなく、「活動」や「参加」の観点も踏まえてのアプローチが必要とされています。

■これまでの実施状況

	専門職	単位	平成 28年度 (28年10月～)	平成 29年度
訪問 (自宅または通所)	理学療法士	回	5	
	作業療法士		0	
	管理栄養士		5	
	歯科衛生士		3	
地域ケア会議 (個別)	理学療法士	回	/	
	作業療法士			
	管理栄養士			
	歯科衛生士			

■現状と課題

- 本市の専門職又は外部の専門職（理学療法士）にて実施しています。外部の専門職については、在宅高齢者へのアプローチ経験が多い専門職に依頼して実施しています。
- 事業の実施方法や効果を明確にし、専門職の活用について、地域包括支援センターへ周知する必要があります。

■今後の方針・目標

- 事業の案内チラシ、資料等を作成し、好事例をホームページやフレッシュ情報（介護保険事業所等向け案内）で紹介し、地域包括支援センターやケアマネジャー、介護事業所職員への周知を図ります。
- 県の担当者やリハビリテーション専門職などが所属する関係団体との情報交換を行いながら、専門職の関与を促進していきます。

第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

第2節 高齢者を地域全体で支えるための体制整備

高齢者が地域で安心して生活できるよう、福祉・医療関係者等の専門機関の連携体制を強化するとともに、住民や地域の多様な主体、人と社会資源が世代や分野を超えて支え合える体制を推進します。

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えた包括的支援体制の整備を推進します。

2-2-1 住民主体の生活支援体制整備

221-1 生活支援体制整備事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

各地区において、介護予防・生活支援の充実に向けた、活動づくりや担い手づくり、そのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターの役割を担う地域福祉ワーカーを育成、支援します。

■現状と課題

○既存の地域福祉ワーカーの業務を充実させることでその役割を担います。各地区の住民自治協議会等の理解を得ながら全地区に配置し、強化していきます。

■今後の方針・目標

- 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するとともに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等の活用を図るため、地域福祉ワーカーや検討会と連携します。
- 地域福祉ワーカーと介護予防・生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として「検討会」の設置に向けた調整を進めます。

221-2 地域たすけあい事業への支援【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

長野市社会福祉協議会及び地区住民自治協議会が実施する地域たすけあい事業（家事援助サービス及び福祉移送サービス）に要する経費を助成し、地域における自発的な福祉活動を促進します。

ア 地域たすけあい事業の実施に必要な人件費に対して補助金を交付

イ 地区住民自治協議会等が福祉自動車を購入した場合に補助金を交付

■これまでの実施状況

【補助実施内容】

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
福祉自動車購入補助	台	2	2	3	3	2	
(地区名)	—	若穂、東北	中心4、七二会	信更・更北・松代	若槻・安茂里・小田切	浅川・鬼無里	
コーディネーター人件費・事務費補助	人分	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	

【活動内容】

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用会員数	人	3,897	3,117	3,018	3,097	2,855	
協力会員数	人	671	613	519	589	500	
実施件数	件	46,420	44,854	45,006	44,578	42,805	

■現状と課題

- 協力会員数、実施状況に地域差が生じているため、各地区の実情に応じて有償在宅福祉サービス活動の充実を図る必要があります。
- 介護保険法改正に伴う総合事業の実施に当たり、地域住民が担い手となる本事業を拡充していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 地域包括ケアの推進に当たっては、今後地域たすけあい事業への需要が高まることが考えられます。地域での市民参加による福祉サービスを維持するため、これらの事業に対する補助を継続していきます。

221-3 住民主体介護予防生活援助サービス【介護保険課】

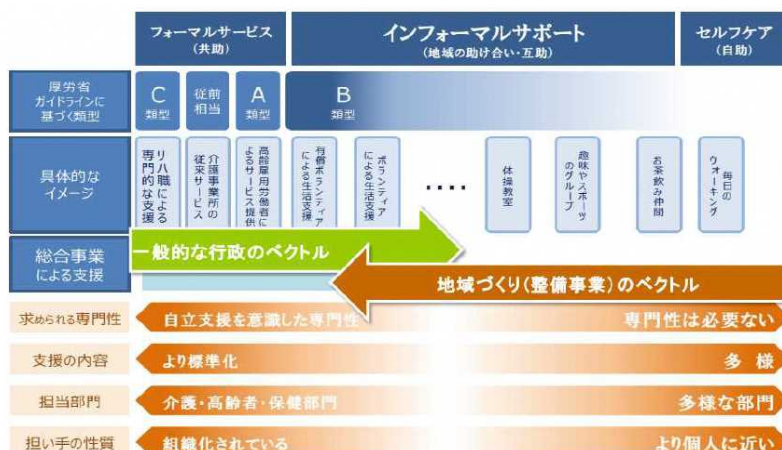
【再掲】132-9

221-4 通所型住民主体サービス【介護保険課】

【再掲】132-10

221-5 移動支援サービス【介護保険課】

【再掲】132-11



2-2-2 多職種連携によるケア体制の構築

222-1 在宅医療・介護連携推進事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるために、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことができるようにするものです。多職種協働により、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

【事業項目】

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

■現状と課題

- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議する会議を平成27年度から開催しています。
- 在宅医療・介護連携に関する連携の拠点となる在宅医療・介護連携支援センターを市内2か所に開設しました。連携支援センターでは、支援関係者の相談窓口となるほか、地域の医療・介護資源の把握、医療・介護関係者の情報共有の支援及び多職種間の相互の理解が深まるよう支援関係者の研修を行っています。
- 地域住民に対して在宅医療・介護に関する講演会を開催しています。様々な機会を捉えて、パンフレット等を活用して分かりやすく伝えていくことが必要です。

■今後の方針・目標

- 在宅医療・介護関係者間での連携を円滑にするため、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議する会議を継続して開催します。
- 研修会や日々の情報交換を通じて連携を深め、在宅の要支援・要介護状態の高齢者の支援を迅速かつ効果的に行います。
- 在宅医療・介護連携の拠点機能を担う在宅医療・介護連携支援センターと高齢者の在宅医療・介護の相談窓口である地域包括支援センターが連携し、在宅医療・介護連携に関する課題解決に取り組みます。

222-2 包括的・継続的ケア体制の構築【介護保険課】

■施策の目的・内容

ケアマネジャーと主治医や地域の関係機関との連携体制を構築します。併せて、ケアマネジャー同士のネットワークを通じて、地域のあらゆる社会資源の情報を共

有し、高齢者やその家族が必要なときに必要な援助を切れ目なく受けられるように調整します。

■これまでの実施状況

- 主治医との連携には「長野県医療と介護との連携連絡票」を活用。また、平成28年度に開設した「長野市在宅医療・介護連携支援センター」を活用して医療・福祉機関等関係者との連携や情報の共有を図り、施設・在宅を通じた継続的支援体制の構築に努めています。
- 研修会、ケアマネジャー連絡会を開催し、ケアマネジャー同士のネットワークを構築しています。
- 地域のインフォーマルサービスや社会資源の情報をまとめ、ケアマネジャーに提供しています。

[ケアマネジャー研修会のテーマ]

- 「地域包括ケアシステムについて」
- 「介護保険制度の改正に向けて」
- 「ケアマネジャーメンタルヘルスとコミュニケーションスキル」
- 「ケアマネジメントについて」
- 「法改正に向けてケアマネジャーの役割について」
- 「新しい総合事業について」

■現状と課題

- 市内ケアマネジャー研修会及び各地域包括支援センター管内のケアマネジャー連絡会の開催により、ケアマネジャー同士のネットワークの構築、資質向上のための研修会の場を提供することができています。
- 介護保険法改正後はこれまで以上にインフォーマルサービス等の社会資源の情報と活用が重要になってきます。ケアマネジャーへの情報提供とサービスの掘り起こし及びサービスの構築が課題になってきます。
- 「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成28年10月から開始となり、自立支援に向けたケアマネジメント支援が更に必要となっています。

■今後の方針・目標

- 在宅医療・介護連携推進事業において、ケアマネジャーと病院等地域の関係機関が顔を合わせる機会を増やし、連携体制の強化に努めます。
- 包括的支援事業の「生活支援サービス体制整備」を推進し、住民自治協議会、老人クラブやボランティア団体等と連携しながら地域の社会資源を有効に利用、開発できるように支援します。
- ケアマネジャー支援業務から発見する問題を、地域ケア会議を活用し、地域課題の抽出、課題整理、必要なサービスの提言等、ケアマネジャー支援に生かしていきます。

222-3 ケア会議【介護保険課】

■施策の目的・内容

保健、医療及び福祉の担当職員が相互に協力し、日常生活を営むのに支障がある高齢者が自立した生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう調整するため、「長野市ケア会議」、「地域ネットワーク会議」、「個別ケア会議」を設置しています。

平成 28 年度下半期からケア会議の体制を再編し、それぞれ個別ケースごとに「個別ケア会議」を、地域包括支援センター管轄エリア・行政区単位で、「地域ネットワーク会議」を、全市を総括して「長野市ケア会議」を設置し、それぞれの段階で保健福祉サービスの総合調整等を行います。

ア 長野市ケア会議

- ・ 地域ネットワーク会議から提出された地域の課題に関すること
- ・ 保健、福祉及び医療の担当者その他要支援者の支援に関わる者の連携に関すること
- ・ 個別ケア会議等の実施状況に関すること

イ 地域ネットワーク会議

- ・ 個別ケア会議において行ったケース検討の状況
- ・ 個別ケア会議において把握した地域の課題を集約及び検討

ウ 個別ケア会議

- ・ 要支援者ごとの支援内容の検討
- ・ 要支援者の支援に係る地域の課題の把握

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
長野市ケア会議	回	1	1	0	1	1	
地域ネットワーク会議	回	19	16	12	8	19	
個別ケア会議	回	—	—	—	—	143	

※地域ネットワーク会議は平成27年度まではブロックケア会議として開催

■現状と課題

- ケア会議は、地域の情報収集の機会となっている一方、地域の課題を掘り下げ、解決する場になることが求められます。
- 地域福祉を推進する団体との連携を図り、課題やテーマに沿った出席者を依頼するなど、柔軟な運営方法が求められます。
- 要支援者等の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを支援する場が必要となっています。

■今後の方針・目標

- 複雑多様化した課題を持つ高齢者等へ最も適切な支援をするためには、保健・医療・福祉関係者のほか、成年後見制度の活用・消費者被害への対応には司法関係者とも連携しながら、ケア会議の充実に努めます。
- 地域ケア会議は、個別問題の解決を土台とし、この積み重ねを通じて地域における支援ネットワークの構築、地域課題の発見・集約、更に課題解決のための、地域資源の提案へと展開し、地域包括ケアシステムを実現することに努めます。
- 日常生活圏域において、行政職員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生児童委員、住民組織等の中から、会議の目的に応じた関係者が参加する会議の運営に努めます。
- 介護予防ケアマネジメントを支援する会議の開催を検討していきます。

222-4 専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業）

【介護保険課】

【再掲】 132-12

第4節 認知症になっても自分らしく暮らせる支援

認知症高齢者は、今後増加することが見込まれており、認知症の予防と早期発見を図るために認知症に対する知識の普及・啓発を行うとともに、認知症になっても尊厳を保ちながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化、地域での見守り・支援体制づくりを推進します。

2-4-1 認知症相談支援体制の充実

241-1 認知症ケアパスの作成【介護保険課】

■施策の目的・内容

日常生活圏域において、認知症を有する高齢者等がどのような状態にあっても対応できるサービス基盤構築につなげるため、状態に応じた適切なサービスの流れを示す認知症ケアパスの活用を促進します。

■現状と課題

- 長野市全域版の認知症ケアパスを作成。サービス提供体制の変更等により必要に応じて内容を刷新しています。
- 各地域の実情を反映したケアパスの作成及び認知症の一人一人ひとりのケアパスの作成が必要です。

■今後の方針・目標

- 各地域の社会資源を反映した地域版のケアパスの整備・活用を進めます。
- ケアパスをサービス基盤構築に生かします。
- 必要な支援を受けて生活を送るため認知症の一人一人ひとりの目標を認知症の人やその家族及び支援者が共有できるようにケアパスを生かします。

241-2 認知症初期集中支援チームの設置【介護保険課】

■施策の目的・内容

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の7つの柱の一つに早期診断・早期対応のための体制整備として平成30年4月にはすべての市町村に「認知症初期集中支援チーム」を設置するものとされています。本市では、平成25年度に中部地域包括支援センターに設置しました。医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立支援生活のサポートを行うチームです。

■現状と課題

- 支援関係者・関係機関（医療機関、警察、ケアマネジャー等）に対し、認知症の相談窓口の場所を明示してきましたが、更なる周知及び連携が必要であること、市民に対しても認知症についての早期診断・早期対応の必要性についての周知及び相談窓口を明確にする必要があります。

■今後の方針・目標

- 早期診断・早期対応につなげる支援チームの活動は今後も継続して実施していく必要があります。早期受診の重要性や支援チームの活動を関係者、市民に周知す

- るとともに、市民に相談窓口を周知するための啓発活動を一層推進していきます。
- チームの対応事例から明らかになった地域の課題の解決策を検討する機会を設けます。

241-3 認知症地域支援推進員の配置【介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症になっても住み慣れた地域でできる限り暮らし続ける支援体制づくりとサポート体制の強化のため地域の実情に応じて認知症の人とその家族を支援するために、認知症地域支援・ケア向上を図る取組みを推進する認知症地域支援推進員の配置を進めます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市職員	人	—	2	4	6	8	
委託地域包括支援センター	人	—	—	—	—	12	

■現状と課題

- 全地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しました。
- 認知症地域支援推進員が、各地域の実情に合わせた事業を遂行することが必要です。

■今後の方針・目標

- 各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が、各地域において認知症に関する啓発活動や相談しやすい環境の整備等相談環境の充実に努めます。
- 多職種で支援する体制を整えます。研修会の開催等により支援者の対応力の向上を図ります。

241-4 認知症相談会の開催【介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症の疑いのある人や認知症ではないかと心配している人（本人やその家族、その人の支援者等）が、認知症について相談できる機会を設け、疾病や疾病の予後に対する不安軽減を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
認知症相談会回数	回	12	16	15	15	15	
認知症相談会相談件数	件	32	46	38	36	44	

■現状と課題

- 「かかりつけ医によるもの忘れ相談事業」「認知症初期集中支援チーム」による支援などと調整を図り、相談から支援へと迅速につなげる体制が必要です。

■今後の方針・目標

- 他の相談事業との調整をしながら、引き続き認知症相談会を設け、相談の機会を確保します。

241-5 かかりつけ医によるもの忘れ相談事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

平成26年度から開始している事業で、40歳以上の市民で認知症が疑われる人の家族が、認知症相談医等がいる協力医療機関において認知症の相談を受けることで、認知症の早期発見、早期治療につなげることを目的とした事業です。相談は無料です。各地域包括支援センターが窓口となり、必要な連絡・調整を行っています。

■現状と課題

○認知症の疑いのある人が、速やかに必要な医療が受けられるよう市民への事業の周知が課題です。

■今後の方針・目標

- 広報掲載等により、事業の利用方法をわかりやすく伝え、市民が利用しやすいように工夫します。
- 各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が中心となり、事業の利用拡大を目指します。

241-6 若年性認知症への支援【介護保険課】

■施策の目的・内容

○認知症の人、本人主体の医療・介護等の充足を図るためには、若年性認知症の人やその家族の意見も聴取していくことが必要であり、若年性認知症の特性に配慮した取組を進めます。

■これまでの実施状況

○認知症初期集中支援チームによる活動等を通じて、個別に相談に応じ、支援しています。

■現状と課題

- 早期受診の難しさや診断された後の対応体制の整備等が課題となっており、都道府県ごとに相談窓口の設置と、自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う「若年性認知症支援コーディネーター」の配置が進められています。
- 若年性認知症の人やその家族の意見交換の場や、交流できる居場所づくりの支援が必要です。

■今後の方針・目標

○県の配置する「若年性認知症支援コーディネーター」と連携し、地域の若年性認知症の人との接点を増やし、意見をj得て支援策に反映していきます。

2-4-2 認知症高齢者（家族）への支援体制の推進

242-1 認知症サポーター養成事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

厚生労働省では「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちをつくるために、「認知症サポーターキャラバン」事業を実施しています。

本市でも「認知症サポーター講座」を開催し、「キャラバン・メイト」と呼ばれる講師による認知症に対する正しい知識の普及啓発を行っています。講座参加者は「認知症サポーター」として、地域の中で認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらいます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施回数	回	89	66	112	155	109	
受講実人数	人	3,404	2,012	3,506	5,570	3,768	
受講延べ人数（H17～）	人	12,079	14,091	17,597	23,167	26,935	

■現状と課題

- 学校教育課などの協力により、小学校・中学校・住民自治協議会等でも開催されるようになってきました。更なる実施の拡大を図るためには関連部局との継続的な連携が必要です。
- 働く世代を対象に企業や金融機関等での講座開催の機会を増やすため、講座の活動事例を蓄積し、発信していくことが必要です。
- 認知症サポーターは年々増加していますが、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを加速するためには、キャラバン・メイト及び認知症サポーターが更に理解を深め、活躍できる場の情報収集、情報提供などの活動支援が必要です。

■今後の方針・目標

- 実施風景や受講者の感想等、講座の実施状況を学校や住民自治協議会、商工関係団体等へ継続的に情報発信できるよう努めていきます。
- キャラバン・メイト及び認知症サポーターが活躍できる場の確保など活動支援を図るため、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員との情報交換会を行い、各地域の実情に合わせた活動ができるよう努めていきます。
- 認知症サポーター講座の様子は、広報ながの、ホームページなどを通じて広く周知します。

242-2 認知症カフェへの支援【介護保険課】

■施策の目的・内容

本市では、厚生労働省の「認知症施策推進総合計画（新オレンジプラン）」の方向性を踏まえ、総合的な認知症施策の推進に取り組んでいます。

認知症カフェは、地域において認知症の人及びその家族を支援し、本人の社会参加や家族の負担軽減を図る取組として有効であると思われることから、その取組を促進するため、平成26年度から認知症カフェの設立資金を助成しています。

■現状と課題

- 市内で認知症カフェの取組が始まって3年が経ち、地域に広まりつつあります。より多くの地域にこの取組が広がることが望まれます。
- 認知症高齢者やその家族が利用しやすくなるように、認知症カフェの活動を広く周知し設立促進や利用促進を図るとともに、認知症カフェの質の確保を図るための方策の検討が必要です。

■今後の方針・目標

- 認知症サポーター講座や地域包括支援センター等の相談の場、広報ながの・ホームページ等を通して市民への周知を図ります。更に日常生活圏域ごとに認知症カフェの取組が進むように、住民自治協議会やグループホーム等地域の関係機関と

- 連携する機会を活用して認知症カフェの周知を行い、活動の促進を図ります。
- 認知症高齢者や家族の集いの場として地域に定着するように、地域のニーズを把握しながら必要に応じて補助金制度の充実を図ります。また、認知症カフェの質を確保するため、実施団体等を対象とした研修等を進めます。

242-3 安心おかえりカルテ作成支援【介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症高齢者がはいかい等により行方不明になった際、家族が警察への行方不明者届に活用できるように、認知症高齢者本人に関する情報を記載するカルテの作成支援を地域包括支援センターが主体となって行います。

作成支援を通じて、認知症高齢者の実態を把握し、相談窓口等に関する情報提供を行います。

カルテは高齢者の自宅や家族宅で保管して活用します。

対象者：地域包括支援センター等が把握した認知症又は認知症が疑われる人とその家族のうち希望者

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
登録数	件	—	—	44	60	29	

■現状と課題

- 「安心おかえりカルテ」を広く周知し、利用希望者の増加、カルテの活用促進を図ることが必要です。

■今後の方針・目標

- 民生児童委員やケアマネジャー等の協力を得ながら、利用者の増加を図ります。
- カルテの作成を通して、認知症高齢者が行方不明となった場合の行動（緊急時における情報提供の方法の確認など）及び普段から備えておくことについて、対象者にアドバイスを行います。

242-4 認知症見守り SOS ネット事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

事業者の協力を得て、認知症である行方不明高齢者を早期に発見し、安全確保及び家族等の負担軽減を図ります。

■これまでの実施状況

- 家族からの認知症見守り SOS ネット情報提供依頼に基づき、速やかに行方不明高齢者の情報を協力事業者に提供するため必要な手順等を具体的に示したガイドラインを定めました。また、検針や営業など外回りを行う機会が多いライフライン事業者、定期宅配事業者、新聞販売店など市内 43 事業者と「長野市認知症見守り SOS ネット事業に関する協定」を締結しました。協力事業者には業務の範囲内で、行方不明高齢者の発見に協力していただいています。

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
依頼件数	件	-	-	-	-	14	

■現状と課題

- 全国的に認知症高齢者の行方不明事案が増加しており、市内でも行方不明事案が発生しています。

■今後の方針・目標

- 早期の発見が可能となるよう、協力事業者の拡充を図るとともに、より発見に繋がるような効果的な方法などについて検討していきます。

242-5 認知症啓発月間【介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症があっても暮らしやすい長野市の実現に向け、市民の認知症への理解を深めるため、世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む、9月1日から9月30日を「認知症啓発月間」とし、平成25年度から実施しています。広報ながのやホームページによる周知のほか、街頭啓発や認知症サポーター講座などを実施することで、認知症への関心を高め、正しく理解する機会とし、認知症高齢者（家族）支援へつなげます。

■現状と課題

若い世代、働き盛り世代等認知症を考える機会の少ない世代が関心を持てるようにする工夫が必要です。

■今後の方針・目標

- 現状の取組を継続し、市民の認知症への関心をより高め、認知症高齢者やその家族への支援につなげる機会として定着を図ります。
- 活動協力団体を増やし、啓発内容の拡充を図るとともに、実行委員会による実施を検討します。

第5節 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が認知症などにより判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ、地域において安心して生活を送ることができるよう権利擁護支援体制を充実します。

2-5-1 権利擁護支援体制の充実

251-1 高齢者虐待防止の推進【介護保険課・高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者の権利が守られる地域とするため、高齢者虐待防止の啓発と高齢者虐待の早期発見に取り組みます。また、民生児童委員や関係者、介護サービス事業者等との連携により、早期に対応がとれる体制を構築します。虐待を受けている高齢者の支援だけでなく、虐待防止の観点から養護者（家族）への支援にも努めます。

■これまでの実施状況

【高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動】

講演会、紙芝居を用いたミニ講座（市政出前講座）、広報ながの・リーフレットを通して、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を行っています。

【相談・通報窓口の設置】

市の窓口のほか地域包括支援センターが窓口となり、より身近な場所で相談ができる体制を整備しています。

【高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会】

医療や司法、福祉等の関係機関や関係者によって組織する協議会を開催し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を行っています。

【高齢者虐待対応マニュアルの整備】

高齢者虐待の発見（通報）から段階別に適切な対応・支援が行えるよう「高齢者虐待対応マニュアル」を整備しています。

【養護者（家族）の支援】

認知症の理解や介護技術の習得、介護者同士の交流を図る介護者教室を地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて実施し、介護の抱え込みによる高齢者虐待の防止に努めています。

【高齢者虐待相談件数】

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
虐待相談件数	件	92	77	72	105	112	
養介護施設従事者等による虐待相談件数	件	3	0	1	1	2	
養護者による虐待相談件数	件	89	77	71	104	110	

■現状と課題

- 高齢者虐待の背景には、複雑な要因が重なっていることが多く、地域包括支援センターの3職種が専門性を発揮し、問題解決に当たることが求められます。また、早期に関係機関と連携し、適切に対応する必要があります。
- 虐待の概念が正しく認識されていないため、本人・虐待者共に自覚がない場合や周囲も見逃してしまう場合があります。高齢者虐待について、正しい知識を持ってもらうために講演会や各種講座を開催すると共に地域や関係者への啓発活動

に取り組む必要があります。

■今後の方針・目標

- 関係機関等の協力により、高齢者虐待防止講座を開催し、権利擁護の啓発と相談（通報）窓口の更なる周知に努めます。
- 高齢者虐待対応マニュアルに沿って、迅速で適切な支援が行えるよう、関係機関や関係団体との連携強化に努めます。
- 地域包括支援センターや在宅介護支援センターで実施する介護者教室を継続し、養護者（家族）を支援し、高齢者虐待の防止と早期発見に努めます。
- 把握した高齢者虐待事案の迅速で適切な解決が図られる体制の整備・連携強化に努めます。

251-2 成年後見制度の活用促進【高齢者福祉課・介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症等により判断能力が低下することで、財産管理や介護保険サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自ら行うことが困難となり、更には悪質商法の被害に遭う恐れもあります。

判断能力の有無に関わらず高齢者本人の意思が尊重され、尊厳を保ちながら生活するために、法定後見制度や任意後見制度の積極的な活用に向けた支援を行います。

■これまでの実施状況

- 地域包括支援センターや市の窓口では、市政出前講座やリーフレットなどを通じて、制度の普及や啓発を図るとともに、成年後見制度全般の相談に応じています。また、長野市成年後見支援センターにおいて、専門的かつ継続的な支援を行っており、それを運営する長野市社会福祉協議会に補助金を交付しています。
- 親族が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、市長が申立てをしています。

[市長申立て実績]

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市長申立て件数	件	4	6	2	3	8	

■現状と課題

- 認知症高齢者が増加しており、高齢者の権利擁護のため、制度の更なる啓発・利用促進が必要となっています。
- 成年後見制度をより有効に活用するために、医療・司法・福祉等の関係機関や関係団体等との連携を深める必要があります。
- 親族が申立てできない場合や虐待等がある場合には、制度利用を支援する必要があります。

■今後の方針・目標

- 市政出前講座やリーフレットなどを通じ、成年後見制度の更なる啓発に努めるとともに、成年後見支援センターなど相談窓口の周知を図ります。
- 成年後見支援センターと連携し、より円滑な支援を実施します。
- 今後増加する制度利用者に対応するため、専門職後見人以外の市民後見人などの支援体制構築について検討します。
- 国が定めた成年後見制度利用促進基本計画に基づき、体制の整備を図ります。

251-3 特別措置事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

介護保険給付を必要とする高齢者が、やむを得ない事由により介護保険給付を受けることが著しく困難と認められる場合に、老人福祉法に基づき措置を行い、介護保険給付を受けられるようにします。また環境上の理由や家族から虐待を受けているなどの理由により、居宅での介護を受けられず緊急的に施設入所が必要となった高齢者を養護するため、養護老人ホームに一時入所させ、生活の場を確保します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
特別措置	件	21	19	10	7	11	
緊急短期入所	件	6	8	2	1	4	

※緊急短期入所：特別措置の内数

■現状と課題

- 特別養護老人ホーム等への入所措置に当たっては、施設の事情により実際に受け入れられる施設は限られています。
- 特別措置を実施した人については、認知症等の状況に応じて成年後見制度の利用を検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 「やむを得ない事由」等により介護を受けられない高齢者の救済のために、引き続き事業を実施します。

251-4 高齢者向け消費啓発事業【市民窓口課・介護保険課】

■施策の目的・内容

高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺による被害を未然に防止するため、小冊子・リーフレット等を配布するとともに、ホームページでの情報提供、広報ながのやラジオ放送等も活用し啓発を行います。

また、高齢者向けの各種講座を開催します。

■これまでの実施状況

- 地域の老人クラブやお茶のみサロン、住民自治協議会などからの要請に基づいた出前講座や、講演会、知識講座を開催し、高齢者が安全で安心して生活するための啓発を行っています。

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
開講講座数	講座	18	18	11	23	22	
参加者数	人	498	424	235	461	478	

■現状と課題

- 巧妙化する犯罪手口により高額な被害に遭うなど、様々な消費者問題が発生しています。これらに対応するために、高齢者に分かりやすい啓発の充実が求められています。

■今後の方針・目標

- 昼間一人になるなど高齢者の置かれている社会的・経済的・身体的背景と、高齢者の特性を把握し、引き続き積極的な啓発活動を行います。

第6節 相談・支援体制の充実・強化

2-6-1 相談及び支援基盤の強化

261-1 地域包括支援センター・在宅介護支援センター【介護保険課】

■施策の目的・内容

本市では、高齢者等を包括的に支援していくため、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを設置しています。介護や医療、福祉などの様々な面から地域で暮らす高齢者を支えるための総合相談窓口として住み慣れた地域で安心して生活を送れるように支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域包括支援センター（直営）	か所	3	2	2	2	2	2
（委託）	か所	10	14	15	15	17	17
合計	か所	13	16	17	17	19	19
在宅介護支援センター	か所	13	9	8	8	6	6

■現状と課題

- 地域包括支援センターは、高齢者の生活を地域で支えるため、地域のネットワークを通じて、保健・医療・福祉等の様々なサービスが適切に提供されるように調整機能を発揮することが求められています。
- 直営2か所、委託17か所の計19か所整備しました。市は民間委託センターに取組方針を明確に示し、直営センターは基幹型として体制強化を図っています。
- 地域の実情や高齢者人口も考慮し、整備を進めています。

■今後の方針・目標

- 地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保します。
- それぞれの地域で効果的に支援業務を行えるよう、民間委託の地域包括支援センターの体制整備を進めます。
- 地域包括ケアシステムの中核的な機関としての役割を果たすよう、包括的支援事業に取り組みます。

■地域包括支援センターの機能強化・役割分担

(1) 直営センターを基幹型地域包括支援センターとして運営

計画期間の中で、更にセンターの委託の調整を図りながら、直営センターを基幹型地域包括支援センターとして強化します。

その他、地域包括支援センター運営協議会の意見も踏まえて、地域包括ケアシステム構築に向けて強化していきます。

ア センター間の運営調整

- ・委託型センターの全体調整及び統括支援
- ・地域包括支援センター事業運営方針、事業評価等の調整
- ・地域包括支援センター、在宅介護支援センター運営調整会議の開催
- ・専門職部会の開催

イ 人材育成

- ・地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の従事者を対象とした研修

- ウ 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備
 - ・地域ケア会議開催支援
 - ・認知症施策の推進
- エ 処遇困難ケース・権利擁護を必要とするケースの支援
 - ・地域包括支援センターで抱えるケースへの後方支援
 - ・関係機関との調整
- オ 在宅医療・介護連携推進
- カ 生活支援体制整備の推進

(2) 全ての地域型包括支援センターの役割

基本設置条件

行政連絡区を日常生活圏域として、65歳以上高齢者人口3,000人～6,000人を目安に1センターを設置します。

- ア 総合相談支援
 - 介護予防ケアマネジメント、総合相談窓口、権利擁護機能、ケアマネジャー支援機能、地域のネットワークの構築（地域ケア会議の充実）
- イ 在宅医療・介護連携の推進
- ウ 認知症施策の推進
 - 認知症地域支援推進員を配置し地域の認知症ケアパスを作成
- エ 生活支援サービスの体制整備の連携
 - 生活支援コーディネーター（地域福祉ワーカー）との連携
- オ 地域ケア会議の運営

(3) 在宅介護支援センターの設置

地域包括支援センター管内で高齢者人口6,000人を超える地域、又は中山間地域等の地域包括支援センター業務を補完するため、地域の実情に応じて設置します。

- ア 在宅介護等に関する総合相談
- イ 各種保健福祉サービスの行政機関、実施施設等との連絡調整

2-6-2 相談支援の充実

262-1 総合相談支援事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、継続的に支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相談支援延べ件数	件	32,439	30,864	29,747	40,553	44,940	

■現状と課題

- 地域包括支援センターの専門職が検討し、市民からの相談を関係機関、制度に結びつける支援を行っています。
- 後期高齢者の増加、高齢者独居、高齢者世帯の増加により、今後も訪問相談は増える傾向にあると思われます。また、在宅生活の中で医療の必要な高齢者も同様に増える可能性が高くなっています。

■今後の方針・目標

- 認知症高齢者への支援、医療と介護の連携、地域ケア会議の実施、支援困難ケース等のケアマネジャー支援、インフォーマルサービスの積極的活用などを支援していく上で、各地域包括支援センターの専門職の資質向上を図ります。
- 複雑多様化した相談、複合的な相談に対して、各専門職の専門性を生かし、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる支援に努めます。
- 身近な相談窓口として、高齢者の生活を軸として総合的に相談を受け付けるために、担当職員の資質向上を図るとともに、関係機関等と地域のネットワークの強化に努めます。
- 相談支援の分析を行い、地域包括支援センターの業務に生かしていきます。

262-2 高齢者実態把握【介護保険課・高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生児童委員との連携のもと、地域包括支援センター・在宅介護支援センターとともに、地域の高齢者の心身の状況や家族環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
把握延べ件数	件	5,221	5,005	5,400	5,503	5,564	

■現状と課題

- 実態把握のため地域包括支援センター・在宅介護支援センターは高齢者福祉サービス台帳の情報により対応しています。民生児童委員や地域の住民、家族からの相談対応が多く、台帳からの健康高齢者の一人暮らしなどへの訪問は優先順位に配慮が必要な状況です。
- 地域で収集した情報からニーズを分析し、地域にあった支援体制づくりに結びつけることが必要です。

■今後の方針・目標

- 高齢者福祉サービス台帳等を活用し、支援の必要性が高い高齢者の実態把握に努めます。
- 地域に根ざした支援体制を作りあげるために、民生児童委員など地域における様々な関係者と連携し、地域のニーズの把握に努めます。

262-3 ケアマネジャーへの支援【介護保険課】

■施策の目的・内容

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、個別の相談を受け、ケアプランの作成についての相談、困難事例への具体的な援助方法の検討などケアマネジャーへの支援を行います。

ケアマネジャーが主体的に利用者への援助を行うことができるように支援を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
研修会 実施回数	回	33	56	50	70	73	
参加延べ人数	人	1,443	1,595	1,301	1,370	2,022	
相談延べ件数	件	898	1,013	1,031	1,548	1,810	

■現状と課題

- 高齢者の困難事例の要因は、認知症、精神疾患などの病気や障害の対応、独居や高齢者世帯で介護者が家族にいない、住まいや経済的問題、また、現在全国的にも問題になっているゴミ屋敷の問題まで多種多様になっています。支援の方法も画一化した内容では問題解決が難しいケースが増えています。

■今後の方針・目標

- ケアマネジャーが気軽に地域包括支援センターに相談できるよう連携を強化し、ケアマネジャーが自ら問題解決が図られるよう後方支援を行います。各地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの情報交換やスキルアップを進めます。
- 支援困難事例等ケアマネジャーが解決困難な問題の相談に対しては、3職種がその専門性を生かし、協力しながら支援します。また、支援困難事例等を通して、地域ケア会議の開催や医療と介護の専門職との連携ができるように支援します。

第3章

安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進

第1節 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進

高齢化に伴う介護ニーズの増加に対応し、被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供体制の確保・充実に努めます。

また、利用者が良質な事業者を選択して、満足度の高いサービスを受けられるよう、介護サービス情報などの提供やサービス利用料などの負担軽減を行い介護サービス利用の利便性を高めるとともに、事業者などに対する研修、指導・監査、助言などを行います。

3-1-1 介護人材の確保と育成

311-1 サービス提供を担う人材の確保【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護保険施設等の基盤整備を推進するためには、サービス提供を担う人材の確保が欠かせません。

県及び関係機関と連携し、介護施設等で働く職員等の人材確保に取り組みます。

■これまでの実施状況

県等が行っている人材確保事業について、介護保険フレッシュ情報などを通じて介護サービス事業者へ周知しています。

■現状と課題

介護サービス事業所調査結果によると、「人材が充足していない」という事業所が半数を超えており、また、離職者が多い理由として「精神的負担・身体的負担が大きい」「賃金が低い」といった点が挙げられています。

■今後の方針・目標

ア 企業PR・就職情報サイト「おしごとながの」の運用による、事業者と求職者のマッチングを支援します。

イ 介護職員処遇改善加算の一層の活用促進及び事業所におけるキャリアパス制度の導入を支援し、介護職員の賃金改善を図ります。

ウ 事業所における人材育成・職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の定着率向上を図ります。

311-2 サービス提供を担う人材の育成【介護保険課】

■現状と課題

多様化する介護ニーズに沿ったサービス提供ができない事例が増加しており、サービス利用者からサービス事業者に対する不満の声が寄せられることがあります。

■今後の方針・目標

ア 介護施設等におけるクレーム対応や接遇マナーの向上につながるセミナー等を開催し、介護人材の育成や資質向上を図ります。

イ 介護従事者が今の仕事にやりがいを見い出すことができるよう、モチベーショ

ンアップにつながるセミナーの開催や、他事業所の従事者との情報交換や交流を図る機会を設けます。

3-1-2 サービスの円滑な提供

312-1 市民への情報提供【介護保険課】

■施策の目的・内容

市民が介護保険制度についての正しい知識を持ち、必要なときに必要な介護サービスが利用できるように制度を周知します。

■これまでの実施状況

- 制度紹介パンフレットを全戸に配布する。(未定)
- 「広報ながの」への特集記事の掲載、「FMぜんこうじ」の放送を実施しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、要支援・要介護認定者及び認定申請者に配布しています。
- 長野市（介護保険課）のホームページに各種情報を掲載しています。
- 地域等で開催される「元気なまちづくり市政出前講座」に講師を派遣しています。
- 認定情報などは、長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定者又は家族に提供しています。
- 介護サービス事業所一覧表を窓口に設置しています。

■現状と課題

- 介護保険制度としての周知は進んでいますが、今後予定されている制度改正後の内容や、手続きについて更に周知を行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 「広報ながの」などは市民により分かりやすいものになるよう内容の見直しを行い、一層の充実を図ります。
- 「長野市高齢者サービスガイド」は最新情報を掲載し、市民の要望に沿い、内容の充実を図ります。
- 「元気なまちづくり市政出前講座」に講師の派遣をします。
- ホームページは逐次最新情報の更新を行います。

312-2 介護保険事業者への情報提供【介護保険課】

■施策の目的・内容

市が保有する情報で、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や新たな介護サービス事業の展開を検討する上で必要な情報を提供します。

■これまでの実施状況

- 長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定情報等を居宅介護支援事業者又は介護保険施設に提供しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、相談時の資料として居宅介護支援事業所等に配布しています。
- 介護保険の最新情報や実施状況を記載した「介護保険フレッシュ情報」を各事業者あてに電子メール又はファクスで発信しています。
- 介護保険サービスのうち、利用希望が高い短期入所サービスについて、各施設

の予約状況を調べ、空きベッドの情報を居宅介護支援事業者に毎週提供しています。

■現状と課題

○個人番号による情報連携が開始されることから、個人情報の取扱いには、細心の注意を払う必要があります。

■今後の方針・目標

○個人情報の開示や提供に当たっては、長野市個人情報保護条例、長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づき、適正に取り扱います。

○新たな介護サービスの事業展開や新たな施設建設を検討するには、サービスの需要に関する情報提供が必要となります。

○引き続き、「介護保険フレッシュ情報」などにより、最新の情報を迅速に提供できるよう努めます。

312-3 公正で迅速な要支援・要介護認定【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援・要介護認定は、介護サービスの公平な提供のため、「介護にかかる手間」という視点で、「どのくらいの量の介護が必要か」を判定します。

認定調査と主治医意見書による一次判定、介護認定審査会での二次判定に基づき、市が要支援・要介護度の認定を行います。

■これまでの実施状況

○認定調査

全国共通の基準に基づき、全国共通の調査票により、公正な調査を実施しています。調査の一部は、居宅介護支援事業者に委託し、早期調査の実施に努めています。

○主治医意見書の作成依頼・回収

申請者の主治医に医学的見地から介護に関する意見書の作成を依頼し、回収します。意見書の提出が遅延する場合は催促をしています。

○介護認定審査会への提出

介護認定審査会では、認定調査結果と主治医意見書による一次判定結果を基に保健・医療・福祉の専門家が二次判定を行います。審査会へ提出する認定調査票及び主治医意見書の記載内容、整合性等を全件点検することにより、公正な審査・判定につながります。この審査会は、長野広域連合に設置しており、隣接9市町村の審査会業務を効率的に行い、地域間での判定結果のバラツキを解消しています。

■現状と課題

○申請件数が増加しており、それに対応できる認定調査体制を整える必要があります。

○主治医意見書の提出が遅延する医療機関があります。

○要介護認定の結果が出るまでに申請から30日を超えてしまうケースがあります。

■今後の方針・目標

○申請件数の増加に合わせ、必要な調査員及び点検職員を確保し、迅速な事務処理に努めます。

- 引き続き保健師による指導や県等が実施する研修会への参加により、調査員の資質向上を図ります。
- 主治医意見書の早期作成・提出について、関係医療機関に協力を求めています。
- 介護認定審査会で適正な審査・判定につなげるため、引き続き全件点検を行います。

312-4 介護保険料の減免等【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護保険料は、被保険者及びその世帯員の市民税課税状況等に応じ、11段階に分かれ、各段階の保険料乗率を定めています。

災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められるような場合には、保険料の減免又は徴収の一時猶予を行います。

また、11段階に分かれている介護保険料のうち、第1～第3段階の世帯非課税となる低所得者に対しては、新たに公費投入による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図っていく予定です。

■これまでの実施状況

- 災害等特別な場合の減免及び徴収猶予については、基準を定めて運用しています。
- 著しく生活に困窮している人等に対して市独自の減免基準を設けています。

【減免実施状況】

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
災害による著しい損害	人	3	3	4	4	1	
失業等による著しい収入減	人	0	1	2	1	0	
国外居住者	人	0	0	0	0	0	
収監者	人	8	7	3	8	5	
著しい生活困窮者	人	3	4	6	6	6	
その他特別な理由	人	0	0	0	0	0	
合計	人	14	15	15	19	12	

■現状と課題

- 減免による保険料の減収については、第1号被保険者の保険料で補てんするため、減免基準の適正な運用が求められます。

■今後の方針・目標

- 保険料の減免については、災害が発生した時など該当する人に周知するとともに、納付相談の時に減免事由を確認した場合は減免手続きを行います。
- 滞納状況や減免者数の状況によっては、減免基準を見直します。

312-5 介護サービス利用料の軽減及び減免【介護保険課】

■施策の目的・内容

低所得者が介護サービス費用の自己負担を重く感じるにより、必要な介護サービスを利用することを控えることがないよう、所得区分等により自己負担額を軽減します。

■これまでの実施状況

- 所得区分に応じて自己負担額に一定の上限を設け、それを超えた分は高額介護

(予防) サービス費として支給しています。(支給までの間の生活援助を目的として、高額介護サービス費の貸付も行っています。平成 20～**28 年度**の貸付実績はなし。)

- 介護保険施設及びショートステイ利用者の居住費（滞在費）・食費について、負担限度額を設け補足給付を行っています。
- 介護老人福祉施設入所者のうち、旧措置者については、利用者負担額を軽減しています。
- 災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる場合には、1割の**自己負担**を減額又は免除しています。
- 介護保険を円滑に実施するため、国の特別対策を行っています。
 - ①障害者総合支援法におけるホームヘルプサービスの利用において、「境界層該当」として負担額が 0 円となっている人が、介護保険の対象者となった場合、利用者負担を 0%とします。
 - ②社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、その軽減額に対し一定の範囲内で助成を行います。
 - ③特別地域加算が行われる地域に所在する指定訪問介護（予防）事業所が利用者負担を減額した場合に、その減額した金額に対し一定の範囲内で助成を行います。
- 長野市介護保険利用者負担援護事業を実施し、特に**生活困難者**と認められる人が、介護サービスを利用した場合に、自己負担額の上限を 3,000 円とし、高額介護サービス費の限度額との差額を市が援護金として支給しています。(支給までの間の生活援助を目的として、援護金貸付も行っています。)

【高額介護（予防）サービス費の支給状況】

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
高額介護（予防）サービス費 件数	件	45,073	45,550	49,216	50,834	55,814	
支給額	千円	448,304	464,260	485,544	537,083	618,349	

【居住費・食費 介護（予防）補足給付の支給状況】

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
特定入所者介護（予防）サービス費 件数	件	39,597	32,103	32,861	30,751	27,962	
支給費	千円	866,343	911,001	981,856	1,035,092	963,572	

■現状と課題

- 減免の手続きが多様で複雑なため、利用者には分かりづらい状況になっています。

■今後の方針・目標

- ケアマネジャー、民生児童委員等を通じて減免制度及び、手続き方法を周知し対象となる人が減免を受けられるようにします。

3-1-3 介護給付費の適正化の推進

313-1 サービス事業者への助言・指導・監査【介護保険課・福祉政策課】

■施策の目的・内容

必要な時に必要な介護サービスが利用できるようサービスの量も必要ですが、サービスの質も重要です。介護サービスの提供状況を確認するとともに、様々な機会を捉えて利用者の声を聴き、事業者に指導・助言を行い、利用者の満足度の向上が

図れるよう取り組んでいます。また、不適切な給付を削減し、真に必要なサービスを提供するため、介護給付の適正化も併せて行います。

■これまでの実施状況

○介護サービス利用実態調査

介護サービスに関して利用者の意識や要望を把握し、事業計画の策定や今後の介護保険行政に生かすため、実態調査を実施しています。

○介護サービス向上検討委員会

介護サービスの質的な向上を図るため、学識経験者、介護サービス事業者の代表者、介護あんしん相談員、公募委員により委員会を組織し、介護サービス利用実態調査及び介護あんしん相談員の活動内容に関して検討しています。また、実態調査の結果や、相談員の報告に基づき、事業者への助言・指導について検討しています。

○介護あんしん相談員

介護あんしん相談員は利用者から介護サービスに関する苦情や不満を聞き、利用者と事業者との間に立って、問題解決に向けた手助けをします。介護あんしん相談員を施設へ派遣することにより、利用者の疑問や不満などの解消を図るとともに、利用者の意向を施設へ橋渡しし改善につなげていきます。

■現状と課題

- ケアプラン点検の対象の居宅介護支援事業所の増設が多く、全体としての研修会、個別の事業所への訪問を行い、助言、指導を行っていますが、研修、指導の方法について更に検討する必要があります。
- 新たに新設された介護施設からの相談員の派遣要望が多く、相談員への負担増が問題と考えられます。
- 介護サービス事業者が提供するサービスの質が向上するよう、これまで以上に指導監査を実施する必要があることから、平成 29 年度より実地指導業務を福祉政策課福祉監査室へ移し、指導監査体制を強化しました。

■今後の方針・目標

- 介護サービス利用実態調査については、対象者、調査項目等を精査し継続して実施します。
- 介護あんしん相談員の3年目以降の相談員を含めた研修を行い、よりサービス利用者の不安、不満の解消を受け止め、事業所への提言等によりサービス改善の途を探ります。
- 介護あんしん相談員の派遣希望事業所の希望に対応できるよう今後も新たなあんしん相談員の養成をします。

313-2 介護サービス等適正化事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

- 介護サービスを必要とする方が、自立に当たって適切なサービスが利用できるよう、また、サービス事業所のサービスの質の向上を図るために必要な事業を行います。
- 特に国が定めている適正化主要5事業を重要事業として推進しています。
※適正化主要5事業とは「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5つを指します。

■これまでの実施状況

- 国が優先的に実施するよう求めている適正化主要5事業については、介護給付費通知を除く、4事業について実施しています。

■現状と課題

- 適正化主要5事業のうち介護給付費通知が実施できていませんが、実施には介護保険関係の通知が増えることにより利用者が混乱することが懸念され、また、対費用効果が低いとされていることから、慎重に検討する必要があります。
- ケアプランの点検は、年度による実施件数の多寡が大きく一定数の実施ができていない状況です。
- 予防給付（介護予防・生活支援サービス含む）及び指定介護予防支援事業者へのケアプラン点検ができていない状況です。

■今後の方針・目標

- 県の適正化事業計画との整合を図るとともに、指導・監査事務との情報共有により効果的な事業の実施を図ります。
- ケアプラン点検は年間20事業所を目途に一定量実施します。
- 地域包括支援センターと連携し、予防プランの点検を実施していきます。
- 介護給付費通知の実施について検討を始めます。
- 適正化主要5事業以外にも、給付請求の不適切な可能性のある事業所を抽出し、確認の上、必要に応じて過誤調整や指導を実施します。

3-1-4 市民・利用者からの意見への対応

314-1 各種相談・意見への対応【介護保険課】

要支援・要介護認定申請や介護サービスの利用方法、保険料の納め方など、制度全般に関わる相談に対応するため、介護保険課に相談窓口を設置しています。

介護サービスの利用が増えるに従って、サービス内容に関わる苦情が増えており、また、要支援・要介護認定や保険料の賦課に関する苦情・相談も多く寄せられることから、理解が得られるように的確な対応に努めます。